

## 光地域のみなさまへ

### 水道メーター交換のお知らせ

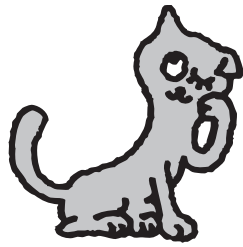
水道メーターは有効期限が定められています。期限を迎えるものは8月20日から10月20日までに順次、給水装置工事業者が無料で交換作業をします。作業中は、20分程度断水し、ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。不在の場合でも作業をさせていただきますので、ご了承ください。

#### ◆問い合わせ

八匳水道企業団 ☎(73)3171

## わが家の犬・猫 写真コンクール 作品募集

わが家の愛犬・愛猫の写真にコメントを付けて応募ください。



**応募作品** 飼育している犬・猫の写真3枚までとし、飼育についてのコメントを添えること。写真サイズは1版とし、裏面に住所氏名・電話番号を記載。

**応募資格** 県内在住の方

**募集期間** 8月31日(必着)

まで

※応募作品は返却できません。

#### ◆応募先・問い合わせ

〒260-0001 千葉

市中央区都町463-3

(財)千葉県動物保護管理

協会

☎043(214)7814

## 山武郡市広域斎場から 副葬品についての お願い

故人への思いの表現として棺に納める副葬品が、いろいろな弊害をもたらしています。棺の中に次のような物は入れないよう、ご理解とご協力をお願いします。

《焼骨に付着したり、火葬時間が長くなるおそれがある物》

ガラス製品、貴金属類、書籍類、布団・毛布、食品類、義手・義足、硬貨、ゴルフ用品、釣竿、陶磁器等の不燃性の物

《環境汚染及び火葬炉が損傷したりするおそれがある物》

ドライアイス、プラスチック製品、化学繊維類、スプレー缶、ビニール製品、ライター、アルコール類、電池類

※ご遺体に、ペースメーカーを装着している場合は、必ず事前にご連絡ください。

#### ◆問い合わせ

山武郡市広域行政組合広域斎場

☎0475(55)6360

E-mail saijou@sanbukouji

ki-chiba.jp

## 浄化槽(単独・合併)の 定期清掃について

浄化槽は、定期的に清掃(汚泥の引き抜き)を行わないと、槽内に汚泥等がたまり、悪臭の発生や河川等を汚染する原因となります。定期的に組合の許可を受けた次の業者に依頼して、適切な清掃をしましょう。

なお、浄化槽清掃は、法律に基づき1年に1回以上の実施が義務付けられています。

対象地域	横芝地域にお住まいの方	光地域にお住まいの方
清掃許可業者	(株)五十嵐商会東金営業所 ☎0475-58-5249	(株)トーソーエンバイテック ☎72-4231
	(株)新興ウォーターマネジメント工業 ☎0475-54-2231	(株)加藤設備 ☎63-8277
	(有)環境衛生センター ☎0475-58-2304	(株)旭住宅 ☎63-8150
	(有)渡辺清掃 ☎0475-58-3308	(株)五十嵐商会 海匠営業所 ☎84-1119
	(有)甲斐浄化槽サービス ☎0475-77-1717	(有)光クリーンセンター ☎84-2244
	(有)成東浄化槽センター ☎0475-82-0202	旭衛生センター(株) ☎63-9551
	(直営) 山武郡市広域行政組合 環境衛生課 ☎0475-54-0531	(有)いしげ水質管理センター ☎63-2282
		(有)銚子浄化槽管理センター ☎73-3840
		(有)ユート・アメニティ ☎84-3270
	問い合わせ	山武郡市広域行政組合 環境衛生課 ☎0475-54-0531

#### ◆問い合わせ

環境防災課環境班

☎(84)1216